

## 不動産鑑定士への支援依頼について

1. 本ガイドラインに基づく債務整理を希望する方は、最初に金融機関にガイドラインの手続き着手を希望することを申し出ていただき、メインバンクからの同意を受けて、弁護士会に登録支援専門家（弁護士）の委嘱依頼を行う必要があります。
2. 登録支援専門家（弁護士）の委嘱後、債務整理の手続きが開始されると、対象債務者は登録支援専門家（弁護士）の支援を受けて調停条項案を作成することとなり、その際に、債務整理の申出時点の財産の評定を行う必要があります。
3. この財産の評定を行うにあたり、登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、公益社団法人広島県不動産鑑定士協会に「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を提出していただき、追加委嘱を受けた登録支援専門家（不動産鑑定士）が不動産の評価を行うこととなります。

### ◇ 追加委嘱の依頼の方法 ◇

委嘱依頼書「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を、借入先一覧または債権者一覧表とあわせて、公益社団法人広島県不動産鑑定士協会に郵送又は持参ください。

【公益社団法人広島県不動産鑑定士協会】

〒730-0013 広島市中区八丁堀 6 番 1 0 号 アセンド八丁堀 5 階

(TEL 080-228-5100)